

「知的財産推進計画2018」の各施策の取組状況

2018年11月
内閣府
知的財産戦略推進事務局

(1) これからの時代に対応した人材・ビジネスを育てる

| | |
|---------------------------------|----|
| ① 知財のビジネス上の価値評価 | 8 |
| ② デザイン経営によるイノベーション創出及びブランド構築の促進 | 9 |
| ③ 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援 | 10 |
| ④ 知財創造教育・知財人材育成の推進 | 12 |
| ⑤ クールジャパン人材の育成・集積 | 13 |
| ⑥ 地方のクールジャパン資源の発掘・創出・展開 | 14 |

(2) 挑戦・創造活動を促す

| | |
|-------------------------------|----|
| ① オープンイノベーションの加速 | 15 |
| ② ベンチャー支援 | 16 |
| ③ コンテンツの持続的なクリエイション・エコシステムの確立 | 17 |
| ④ 模倣品・海賊版対策 | 19 |

(3) 新たな分野の仕組みをデザインする

| | |
|-----------------------------------|----|
| ① ビジネスマodelを意識した標準、規制等のルールのデザイン | 21 |
| ② 知財システム基盤の強化 | 22 |
| ③ データ・AI等新たな情報財の知財戦略強化 | 24 |
| ④ デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築 | 25 |
| ⑤ クールジャパン戦略の持続的強化 | 27 |
| ⑥ ロケ撮影の環境改善 | 27 |
| ⑦ デジタルアーカイブ社会の実現 | 28 |

注記

※各項目の頁番号は、「知的財産推進計画2018」本文の頁番号

※取組内容の後の【数字】は、「知的財産推進計画2018」工程表の項目番号

※取組内容中の（ ）内金額は、平成31年度要求額

[] 内金額は、平成30年度予算額

(1) これからの時代に対応した人材・ビジネスを育てる

① 知財のビジネス上の価値評価 (P8)

【「知的財産推進計画2018」の記述（概要）】

- モノの供給力が需要を上回り、ユーザーのコト・サービスの価値が急速に高まることで、企業においては、ユーザーニーズを訴求するようにデザインされた価値を創造するメカニズム・データ（知財）が重要になることから、ビジネスにおける知財の価値が適切に把握され、有効に活用されることが必要。

【関係府省の主な取り組み】

- 1) 企業における知的資産経営報告書の自主的な作成及びその効果的な活用を促すため平成30年11月から平成31年2月まで「知的資産経営ウィーク」を開催し、同ウィークにおいて各団体からの要請に応じて経営デザインシートを紹介。また、HPや講演等において、ローカルベンチマークと併せて、経営デザインシートの考え方の周知に取組む。また、第8回ローカルベンチマーク活用戦略会議や事業承継フォーラム等を通じて、経営デザインシートを周知。さらに、巡回特許庁においても、経営デザインシートの考え方を広めるため、企業経営者等を対象として、セミナーやワークショップを実施。（経済産業省）【重1】
- 2) 金融機関において「事業性評価」に基づく融資や経営支援等の取組みがより一層進むよう、企業アンケート調査等による実態把握の結果や「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標も活用して、知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの考え方も踏まえつつ金融機関と深度ある対話を実施。また、セミナー等を通じ、金融機関に対して経営デザインシートの考え方等の周知に取組む。（0.3億円[0.2億円]）（金融庁）【重1、重7、重8】
- 3) 関係省庁や関係機関と連携し、企業・企業支援者等を対象としたセミナー、講演、ワークショップの開催、企業の協力を得て同シートの実例の作成・発信、新聞や雑誌等のメディアによる掲載、周知用のウェブサイトの開設等を通じ、経営デザインシートを普及啓発。また、中小企業を念頭に、同シートの事業承継への活用を提案。平成30年11月1日に第8回知財のビジネス価値評価検討タスクフォースを開催し、これまでの取組を報告するとともに、今後の普及啓発や同シートの改善について検討。さらに、同シートの普及や民間による同シートの自主的な活用を促すため、既存の仕組みとの連携を検討。引き続き、普及啓発、情報発信、同シートの改善に取組む。（内閣府）【重1、重8】

② デザイン経営によるイノベーション創出及びブランド構築の促進（P9）

【「知的財産推進計画 2018」の記述（概要）】

- デザイン力を重要な経営資源として活用し、製品・サービス・ビジネスのイノベーションを創出する力及びブランド構築を可能とする力を向上させる「デザイン経営」を奨励し、我が国産業の競争力強化につなげていくことが必要。

【関係府省の主な取り組み】

- 1) 現行の意匠制度をはじめ他の知的財産権制度の在り方について、平成 30 年 8 月以降、意匠制度小委員会等にて検討を進め、次期通常国会への法案提出を視野に入れ、本年中を目途に報告書案を取りまとめる。（経済産業省）【重 3】
- 2) 平成 30 年 5 月に経済産業省及び特許庁が発表した『「デザイン経営」宣言』の報告書において、デザイン経営を取り入れて成功している企業の事例集を上記報告書別冊として公表。今後、事例を追加収集し、改訂版を作成。また、デザイン経営を担う高度デザイン人材の育成を促進するため、「高度デザイン人材育成の在り方に関する調査研究」を実施し、高度デザイン人材の具体像、各人材像に求められるマインド、スキル及びカリキュラム等をガイドラインとして取りまとめ。[0.1 億円]（経済産業省）【重 4】

③ 地方・中小・農業分野の知財戦略強化支援（P10）

【「知的財産推進計画 2018」の記述（概要）】

- 中小企業が主体的に価値創造の中での知財の位置づけとその役割を認識し、活用できるための支援が必要であり、引き続き、知財総合支援窓口等の支援が重要。
- 農業分野の競争力強化に向け、地理的表示の活用によるブランド化の推進、海外市場における模倣品対策、種苗産業の競争力強化等についての対応が必要。

【関係府省の主な取り組み】

- 1) 中小企業の特許料等の一括半減制度について、引き続き広く周知。併せて、中小企業の減免手続きの簡素化について、特許料の納付書と減免対象の証明書をなくす方向で検討。（経済産業省）【重5】
- 2) 知財総合支援窓口におけるビジネス・知財総合支援の強化に向けて、支援の関係者からの意見聴取を行いつつ、経営デザインシート等の活用方策について検討。（121.2億円の内数[121.4億円の内数]）（経済産業省）【重6】
- 3) 産業財産権専門官等による知財制度に関するレクチャーや個別金融機関訪問による働きかけ、220件程度の知財ビジネス評価書の作成支援の公募、知財ビジネス評価書を作成した金融機関へフォローアップ調査を実施。名古屋（11月）、高知（1月）、東京（3月）にて知財金融シンポジウム等を開催。[1.5億円]（経済産業省）【重8】
- 4) 種苗法の運用方法について課題を整理し、専門家、関係者に対するヒアリングを行い、侵害の立証の適正化や権利範囲の明確化に向けた検討を実施。（農林水産省）【重9】
- 5) 海外で育成者権の取得を支援するとともに、海外における流出・侵害実態を把握し、侵害対応への支援など総合的な海外流出防止対策に取組む。さらに、植物品種の海外流出を防止するため、重要な登録品種の流通の管理に関して検討。（4.0億円の内数[1.0億円の内数]）（農林水産省）【重10】
- 6) 平成29年度に引き続き、登録支援窓口を通じたアドバイス等の支援を行うほか、国内外の関係者に対し、地理的表示(GI)産品に関する情報発信等、制度の普及啓発に努める。また、本省及び地方農政局等においては特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（GI法）に基づいて登録生産者団体等における品質管理と疑義情報等に基づく不正表示等の監視を実施。さらに、日EU・EPAの発効に向け、高いレベルで地理的表示を保護するため、GI法改正案を今臨時国会に提出。（2.1億円[1.7億円]）（農林水産省）【重11】
- 7) 種苗法に基づき品種登録出願された品種の名称が、第三者により悪意で商標出願された場合の取扱いについて、第26回商標審査基準WG（9月に開催）で了承、10月下旬からパブコメを募集、平成30年度内に改訂予定。（経済産業省）【重12】
- 8) 第三者により悪意で商標出願される問題の対応策の特許庁における検討に対し、品種登録の際に品種名称に影響を受けている後願の商標の事例等の情報を提供。（農林水産省）【重12】

- 9) 「農業分野におけるデータ契約ガイドライン検討会」において、農業分野におけるデータ契約ガイドライン案を作成、平成 30 年 10 月にパブリックコメントの募集を開始。同ガイドライン作成後、農業分野のデータ契約ガイドラインの現場での導入促進に取組む。(0.3 億円[0.1 億円]) (農林水産省) 【重 13】
- 10) ICT 等を活用して、幅広くデータの取得・共有・活用ができる農業データ連携基盤を整備すること等によって、「スマート農業（農業データ連携基盤の運営体制の検討等）」、「スマート林業（森林作業システム高度化対策等）」及び、「スマート水産業（資源・漁獲情報ネットワーク構築事業等）」の実現に向けて取組む。(21.7 億円[6.5 億円])(農林水産省) 【重 14, 重 15, 重 16】
- 11) 事業者のニーズを反映した強みのアピールにつながる JAS 規格を順次制定。新たな JAS マークを創設するとともに、JAS 認証の内外における普及、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)の各国認定機関との相互承認手続を推進。(0.9 億円[0.4 億円])(農林水産省) 【重 17】
- 12) 平成 30 年度、セルロースナノファイバー等、木質バイオマスの新たなマテリアル利用促進のため、中山間地域に適した製造技術の開発・改良や企業と連携した製品開発など実用化に向けた取組を支援。平成 31 年度は、木質資源やその構成成分（セルロースやリグニン等）の新たなマテリアル利用に向けた新素材の製造・利用技術の開発等を行う取組を支援。(1.0 億円[0.8 億円の内数])(農林水産省) 【重 18】

④ 知財創造教育・知財人材育成の推進 (P12)

【「知的財産推進計画 2018」の記述（概要）】

- イノベーション創出に必要な、新しいものを創造し、それらを活用し・組み合わせ新しい価値を生み出す仕組みをデザインできる人材を育成するため、知財創造教育を教育現場に浸透させることが必要。

【関係府省の主な取り組み】

- 1) 平成 30 年 7 月に第 4 回知財創造教育推進コンソーシアム検討委員会を開催し、知財創造教育に関する教育プログラム集の収集、高等学校における知財創造教育の体系化等について検討。平成 30 年 9 月、同教育プログラム集として、130 以上の教材・指導案や 170 以上の施設等への見学の情報等を収集し、検索機能を備えて提供。平成 30 年 10 月、計 2 回開催した高校 WG にて、高等学校における知財創造教育の体系化の手法を決定。さらに、小中学校における実証授業を実施。知財創造教育の成功事例の発信等を通じ、教育現場に知財創造教育を浸透させるための取組を推進。(内閣府) 【重 19】
- 2) 平成 30 年度、地域において知財創造教育を推進する体制(地域コンソーシアム)について、平成 29 年度の 4 地域から 8 地域へ拡充。来年度は、地域コンソーシアムの自立化に向けての検討を強化。(0.2 億円 [0.2 億円]) (内閣府) 【重 20】
- 3) 平成 29 年 6、7 月、平成 30 年 7 月には、全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、新学習指導要領の趣旨の徹底を実施。(文部科学省) 【重 21】
- 4) 教育現場の教職員が知財創造教育の必要性を理解し、自ら知財創造教育を実施できるようにするため、教職員および教職員を目指す学生向けの教材を作成するとともに、作成された教材の活用方策を検討。[2.6 億円の内数] (内閣府、経済産業省) 【重 22】

⑤ クールジャパン人材の育成・集積（P13）

【「知的財産推進計画 2018」の記述（概要）】

- クールジャパンの創出や展開を担う人材育成を着実に実行する必要。
- クールジャパンの優良顧客やインフルエンサーとして需要サイドを支える外国人について、例えば、エストニアにおける e-Residency 制度なども参考にしつつ、「日本ファン」や長期滞在する消費力の高い外国人を増やす方策について検討。

【関係府省の主な取り組み】

- 1) ファッション分野の高度外国人材が「高度人材ポイント制」を活用しやすくなるよう、世界的なファッショントアードを「高度人材ポイント制」の加算対象として追加する方向で検討。高度外国人材の受入れにより、クールジャパン関連産業におけるイノベーションの創出や、新たな日本の魅力の発見等を促進し、関連産業の海外展開等に寄与。
（内閣府、法務省、経産省）【重 23】
- 2) 地域の大学、企業、自治体が連携して、留学生を含む学生に対して、地域のクールジャパン資源を発掘し、効果的に発信・展開できる人材を戦略的に育成し活用するための先進事例の創出に向けた実証調査を実施。（内閣府）【重 23】
- 3) 専門職大学設置基準の制定（平成 29 年 9 月）等により、産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施、実務家教員の積極的任用、社会人など多様な学生の受入れ、国内外の機関との連携等のための仕組みを整備（平成 31 年度から施行）。クールジャパン分野も含め、専門職大学・専門職短期大学の設置申請を検討している者に対して、産業界のニーズを踏まえたカリキュラム編成等の観点からも、設置に向けた相談に丁寧に対応。
（文部科学省）【重 23】
- 4) 地域プロデュース人材の育成に資するため、平成 29 年度、高等教育機関等について、自然科学、人文科学、食・コンテンツ等の分類別に、共通するカリキュラムの特色や先進的な取組等を調査し、必要な能力について整理。平成 30 年度は、当該調査結果等も踏まえ、産学官が連携し、地域プロデュース人材を効果的に育成するための育成手法などについて実証調査を行い、先進事例を創出する。（内閣府）【重 23】
- 5) 平成 30 年 6 月に決定した「知的財産戦略ビジョン」（知的財産戦略本部決定）において、日本に愛着や帰属意識をもつ外国人を集積させる仕組みを構築することが盛り込まれた。これも踏まえ、関係省庁や民間団体等の取組（親日・知日派の外国人をデータベースに登録し、日本への留学や訪日を促す仕組みを構築するなど）等について意見交換やヒアリング等を実施。（内閣府）【重 23】

⑥ 地方のクールジャパン資源の発掘・創出・展開 (P14)

【「知的財産推進計画 2018」の記述（概要）】

- 都市のシーズや人材を地方が受け入れ、地方のシーズ・ニーズと組み合せることで相乗効果を發揮して、効果的に地域の魅力を創出・編集し、商品やサービスとして展開していくことが重要。

【関係府省の主な取り組み】

地方版クールジャパン推進会議として、コンテンツや食など、福岡県のクールジャパンの魅力を再発見し、アジア等の若者をターゲットにした海外展開や発信の方策等について議論する「クールジャパン推進会議 in 福岡」を平成 30 年 11 月に実施。（内閣府）【重 24】

(2) 挑戦・創造活動を促す

① オープンイノベーションの加速 (P15)

【「知的財産推進計画2018」の記述（概要）】

- 競争力の獲得・維持のために、異業種・異分野、ユーザーを巻き込んだ、新たな価値創造を行うオープンイノベーションを活性化するための体制や環境の整備が必要。

【関係府省の主な取り組み】

- 1) 検証・評価・企画委員会にオープンイノベーションの実装に関するタスクフォースを設置し、諸外国の事例も参考しつつ、オープンイノベーションが社会に実装されるための課題を整理し、社会実装を促すためのメニューとその浸透のためのプロモーション戦略の策定に取組む。（内閣府）【重25】
- 2) 今年度、SDGsに向けての課題解決に資する我が国が有するシーズと、世界各国の抱えるSDGs推進上の課題ニーズとをマッチングさせられるような、知的資産プラットフォーム(PF)の構築に向けて、関係省庁等と検討中。来年度、PFのプロトタイプの設計・開発・試行運用、及び、マッチングの施策を実施し、PFの構築に向けた検討を進める。(2.2億円)（内閣府、経済産業省、外務省）【重2、重26】
- 3) 優れた技術移転活動を行う技術移転機関(TLO)等の広域化・ネットワーク化により、我が国の大学における知財収入増加を図るとともに、国内外から高い信頼度・注目度を有するプラットフォーム機能の形成により、産業界の利便性向上と外国企業からの収入増加を図る。(0.1億円)（文部科学省）【重27】
- 4) リサーチ・アドミニストレーターに必要とされる実務能力について業務内容・レベル毎に客観的に質的保証を行うため、認定制度の構築に向けた制度設計、試行に係る調査研究を平成31年度以降に実施することを検討中。(0.7億円)（文部科学省）【重28】
- 5) オープンイノベーション機構の整備に関して、企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究を集中的にマネジメントする体制の整備を通じた大型共同研究を推進。平成30年度は新たに8件を採択(27.7億円[14.1億円])。また、产学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム(OPERA)に関して、平成30年度は新たに8件(オープンイノベーション機構連携型:4件、共創プラットフォーム育成型:4件)を採択。(25.2億円[18.1億円]:国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金中の推計額)（文部科学省）【重29】
- 6) 大学と企業との連携活動に精通した専門家を大学等に派遣し、研究者への個別訪問等を通じて、有用な発明の発掘や知財権取得の重要性について啓発を行うとともに、発掘した発明を产学研連携部門に引き継ぎ、権利取得・活用につなげることや、専門家候補の育成を加速度的に進めるためのセミナー等を実施する支援事業を平成31年度に向け検討中。(1.6億円)(経済産業省)【重30】
- 7) 今年度、一般財団法人宇宙システム開発利用推進機構(JAXA)が委託事業として実施す

る欧米の小型衛星コンステレーション事業者における技術動向調査の調査事業等を通じ、今後の市場拡大が予想される小型衛星分野における知財動向等を分析するとともに、有識者による議論を踏まえて、我が国宇宙産業における知財戦略を策定。(経済産業省、内閣府、関係府省)【重31】

② ベンチャー支援 (P16)

【「知的財産推進計画 2018」の記述（概要）】

- 既存の中小企業向け支援策は、ベンチャー企業独自の課題に対応しきれていないため、今後は、ベンチャー企業に焦点を当てた支援を充実させ、ベンチャー企業によるイノベーションが連続的に創出される環境を整備することが必要。

【関係府省の主な取り組み】

- 1) ベンチャー企業の早期権利化を支援するために、平成 30 年 7 月 9 日より、ベンチャー企業対応のスーパー早期審査及び面接活用早期審査の運用を開始。(経済産業省)【重 32】
- 2) 平成 30 年度、調査事業において、有識者による委員会の議論やワーキンググループ、セミナー、フォーラムの実施、専用ウェブサイトの構築等を行うことによって、ベンチャーエコシステムの関係者と知財の関係者とを結びつける場を提供。平成 31 年度は、ベンチャーエコシステムの関係者と知財の関係者とを結びつける場を提供することで、知財を含めたベンチャーエコシステムの構築を促進 (0.3 億円) (経済産業省) 【重 33】
- 3) 創業期のベンチャー企業に対して、ベンチャー企業支援の経験を有する専門家からなるチームにより、ベンチャー企業のビジネスに対応した適切な知財戦略の構築等を支援。事業の対象となるベンチャー企業以外に対しても知財戦略構築等の重要性を認識させるため、事業の成果等を広く普及啓発。(1.0 億円 [0.8 億円])。 (経済産業省) 【重 34】
- 4) 国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が目利き人財 20 名を全国 5 つのブロックに分けて配置し、地域の企業の技術的ニーズと全国の大学等におけるシーズをマッチングさせ、共同研究から事業化を目指す段階まで支援する取組を実施。平成 30 年度は 8 月時点で 90 課題を採択(78.7 億円の内数 [76.7 億円の内数] : JST の運営費交付金中の推計)。また、平成 29 年 8 月に国立大学法人等宛に発出した、大学が大学発ベンチャー企業に対して実施した業務の対価 (ライセンス対価等) を新株予約権として取得できる旨を明示した通知の趣旨について、引き続き周知。(文部科学省) 【重 35】
- 5) 新株予約権の取得等について先進的な取組を行う国内外の大学や同大学の大学発ベンチャーに対するヒアリングを実施し、有識者による委員会を経て新株予約権の取得等に関する手引き (ガイドライン) を策定すべく、委員会を設置、平成 31 年 3 月に取りまとめ予定。(経済産業省) 【重 35】

③ コンテンツの持続的なクリエイション・エコシステムの確立 (P17)

【「知的財産推進計画 2018」の記述（概要）】

- コンテンツの海外展開の深化には、「モノからコト・サービスへ」と移りつつある消費動向や通信環境の変化等を捉えた戦略が必要であり、また、コンテンツ産業の持続的発展のためには、製作環境の整備やブロックチェーン等の新技術の活用による著作物の管理・利益配分の仕組みの構築も必要。

【関係府省の主な取り組み】

- 1) クリエイターを中心としたグローバルコンテンツエコシステム創出事業（補助事業）により、①クラウドファンディング等による新たな資金調達に向けたコンテンツ制作や海外プロモーションなどの費用の補助（補助率 1/2）、②世界同時展開を行うコンテンツのローカライズ費用等の補助（補助率 1/2）を実施。[30.0 億円]（経済産業省）【重 36】
- 2) 「放送コンテンツ海外展開総合強化事業」（平成 29 年度補正予算）及び「放送コンテンツ海外展開強化事業」（平成 30 年度当初予算）により、放送コンテンツを制作する民間事業者等と、観光業、地場産業、自治体等の関係者が幅広く協力し、インバウンド・アウトバウンドの拡大や地方創生等に資する放送コンテンツの制作、発信等の取組を支援。（総務省）【重 37】
- 3) ①番組見本市への出展等を通じた人材育成についての調査、②新興市場等への放送コンテンツの効果的な海外展開に向けた調査等を実施。（総務省）【重 37】
- 4) 国際交流基金（運営費交付金(33.4 億円)の内数）による放送コンテンツ等海外展開支援事業として、商業ベースでは日本コンテンツが放送されにくい国、地域において、日本のドラマ、アニメ、ドキュメンタリー、映画、バラエティ等のテレビ番組の無償提供を実施。54 か国以上、のべ 500 番組以上の放映を実施。（外務省）【重 38】
- 5) コンテンツ産業新展開強化事業として、ブロックチェーン技術を活用したコンテンツビジネスのシステムに共通して必要となる基礎的な機能について調査を行うとともに、想定されるブロックチェーン技術の活用モデルについて検討([4.3 億円]の内数)。（経済産業省）【重 39】
- 6) 「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」において、①複数の権利情報を総合検索できるサービスが存在しない、②権利を自己管理している著作権者等に関する権利情報が未整備、③許諾手続が煩雑、といった課題を解決するため、音楽の分野について、管理事業者等の有する権利情報やクリエイターが自己管理している権利情報の集約、一括検索機能の充実等を行うとともに、本事業のプラットフォームに権利処理機能の実装や新しい技術を活用することの可能性について検討。(0.4 億円[0.4 億円])（文部科学省）【重 39】

④ 模倣品・海賊版対策 (P19)

【「知的財産推進計画 2018」の記述（概要）】

- 模倣品・海賊版について引き続き厳正な取締りを実施するとともに、平成 30 年 4 月に知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議において決定された緊急対策を踏まえ、民間の取組みを支援しつつ、政府一体となって改めて検討を強化していく。

【関係府省の主な取り組み】

- 1) 検証・評価・企画委員会にインターネット上の海賊版対策に関する検討会議を設置し、海賊版に対する総合対策について検討。検討状況については、座長より、検証・評価・企画委員会（平成 30 年 10 月 30 日開催）に報告。（内閣府、警察庁、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、関係府省）【重 40】
- 2) 海賊版対策の実効性の強化に向け、関係団体、関係企業等と連携し、ASEAN における政府機関とのネットワーク強化等を推進するほか、放送所管省庁、放送局等を対象に、放送コンテンツのオンライン侵害対策等にかかる能力形成・向上を図るためのワークショップ開催に向け調整。（総務省）【重 40】
- 3) リーチサイト対策については、文化審議会において検討を進め、9 月に法整備を行うことが適当との方向性が取りまとめられたところ。また、違法にアップロードされた静止画のダウンロード違法化についても、10 月末から検討を開始したところであり、速やかな法案提出を目指して引き続き検討。（文部科学省）【重 40】
- 4) 個人使用目的を仮装して輸入される模倣品・海賊版を一層厳正に取り締まととともに、「国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）」等の権利企業・団体からの被害状況の把握及び意見の集約及び有識者、プラットフォーマー等の関係事業者へのヒアリングを実施しつつ、平成 30 年度内を目途に今後の方向性についての整理・検討を行う。（財務省、経済産業省）【重 42】
- 5) 著作権に関する普及啓発事業として、①教職員向けの講習会において著作権についての講義及び著作権学習教材の普及を行い、児童生徒に対する著作権についての指導など教育活動の充実を図るとともに、②著作権法改正等を踏まえた著作権学習教材の更新・改修、③次期学習指導要領の方向性に沿った著作権教育のための教材の検討・作成等を実施。（0.4 億円 [0.2 億円]）（文部科学省）【重 43, 重 44】
- 6) 国内の模倣品流通防止のための啓発事業として、特に 20 代前半の社会人・消費者に焦点をあて、模倣品・海賊版を購入しないことが良い（購入することは悪い）ことであると理解できるようなメッセージ（動画等）をウェブサイトや SNS 等を活用して発信することにより、模倣品・海賊版を容認しないという意識を醸成。（警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省）【重 44】

(3) 新たな分野の仕組みをデザインする

- ① ビジネスマodelを意識した標準、規制等のルールのデザイン (P21)

【「知的財産推進計画 2018」の記述（概要）】

- 標準化と研究開発、規制、認証等との相互作用やビジネスモデルを踏まえてルールをデザインすることが必要であり、国際的なルール形成や標準化戦略策定の在り方、官民の連携体制の在り方等について検討が必要

【関係府省の主な取り組み】

- 1) 平成 29 年 9 月に設置した「国際標準獲得に向けた官民連携会議」をこれまでに 6 回開催し、Society5.0 の国際標準化について検討。また、戦略的国際標準化加速事業等について、モノやサービスをつなぐための異業種間連携等が必要な分野等について、アジア諸国等との共同研究や関連技術情報・実証データの収集、国際標準原案の開発・提案などの事業を実施し、国際標準開発に取組む。さらに、国際標準化戦略に係る調査研究、標準化の戦略的活用に係る啓発・情報提供、次世代標準化人材の育成等を実施。(53.4 億円[50.4 億円])。(経済産業省) 【重 45, 重 47】
- 2) 工業標準化法の平成 31 年 7 月 1 日の本施行日に向けて、政省令改正等、必要な運用環境の整備に取組む。(経済産業省) 【重 46】

② 知財システム基盤の強化 (P22)

【「知的財産推進計画 2018」の記述（概要）】

- AI、IoT、ビッグデータといった新技術によりビジネスの形態も大きく変化しており、ビジネスを支えるツールである知的財産システムについても、時代やユーザーニーズに合わせてより使いやすいものとしていくことが必要

【関係府省の主な取り組み】

- 1) 従前より商標出願に係る調査業務の一部について民間能力を活用しているところ、高度な調査事業の実施により商標審査の更なる効率化を図るため、事業の実施方法や調査者の育成方法等に関する実証を実施(12.3 億円)。また、商標調査員を増員中(0.8 億円[1.1 億円])。さらに、平成 30 年 10 月 1 日以降の出願を対象に、指定商品・指定役務の表示が明確な出願を優遇して通常より 2か月程度早く審査する運用「ファストトラック審査」の試行を開始。(経済産業省) 【重 48】
- 2) 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願について、ユーザーがより高品質な国際調査報告を得ることができるよう、海外知財庁と連携して国際調査報告を作成する枠組みである PCT 協働調査試行プログラムについて、平成 30 年 7 月 1 日から申請の受付を開始。平成 30 年 8 月末時点で、日本への申請（主担当）件数は 4 件、他庁への申請（副担当）の総件数は 45 件となっており、着実に運用を継続中。(経済産業省) 【重 49】
- 3) 特許行政事務の高度化・効率化に向けた取組の一環として、「特許庁における人工知能(AI)技術の活用に向けたアクション・プラン」(平成 29 年 4 月 27 日公表)に沿い、平成 29 年度の実証事業等の結果を踏まえ、平成 30 年度は電話対応、先行技術調査(図面)等の 5 事業について実証に取組む(1.8 億円[3.2 億円])。また、迅速なシステム開発に対応できるようアジャイル開発内製チームを設置予定。(5.9 億円)(経済産業省)【重 50】
- 4) 平成 31 年度に特許情報プラットフォームにおいて、タイムラグの改善及び提供する書類の範囲拡充等を行う予定。また、同プラットフォームにて提供する書類の範囲については、意匠・商標の審査段階の書類や、審判段階の書類を追加予定。(経済産業省) 【重 51】
- 5) 日英、日中の辞書・対訳コーパスを作成し、英語、中国語から日本語へ機械翻訳するシステムの精度を向上させるための環境を整備予定。(22.8 億円) (経済産業省) 【重 52】
- 6) 標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きについて、国内外の会合での紹介や企業等との意見交換会を通じ周知。また、平成 30 年 4 月に運用を開始した標準必須性に係る判断のための判定について、その利用の促進のため、今後も各種説明会等の機会を用いて引き続き運用の周知に取組む。(経済産業省) 【重 53】
- 7) 平成 30 年度特許法改正により導入される証拠収集手続等に関する制度について、平成 31 年 7 月 1 日の施行に向け、全国各地で説明会を実施するなど、制度の周知を図る。(経済産業省) 【重 54】
- 8) 平成年 4 月に公表された「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」の中間とりま

とめ等を踏まえ、民間団体との連携によるパイロットプロジェクトの実施等の取組を進めるとともに、平成 31 年度より、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備として、人材育成、国内外への広報・意識啓発、施設の整備等の各施策を包括的かつ実効的に進めるための調査委託を行う予定。(2.7 億円[0.1 億円])(法務省)【重 55】

- 9) 「民事裁判手続等 IT 化研究会」に関係省庁として参加し、必要な法整備の実現に向けて、平成 31 年度中の法制審議会への諮問を視野に入れ検討・準備。平成 31 年度に向け、民事訴訟の ICT (IT) 化に関する調査（諸外国における民事訴訟の ICT (IT) 化の実情及び問題点に関して、実地調査を実施）について、実施予定。(0.02 億円)(法務省)【重 56】

③ データ・AI 等新たな情報財の知財戦略強化 (P24)

【「知的財産推進計画 2018」の記述（概要）】

- データ・AI の利活用促進に向け、不正競争防止法等が改正されたところであるが、引き続き、技術動向や知財制度の運用上の課題を注視し、見直しの検討を継続する必要。

【関係府省の主な取り組み】

- 1) 平成 31 年 7 月の改正不正競争防止法の施行に向けて、ガイドラインの原案を WG にて検討。今後、産業構造審議会「不正競争防止小委員会」に諮りパブリックコメント等の所定の手続きを経て、改正法の施行までに公表・策定を予定。また、全国各地で改正内容や指針等について説明会等を開催し、普及啓発に取組む。（経済産業省）【重 57】
- 2) 平成 30 年 6 月に、「データの利用権限に関する契約ガイドライン ver1.0」を抜本改訂した「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を公表。事業者や業界団体向け講演会等やガイドライン本体と解説記事を含む書籍刊行を通じて周知・普及を実施。また、同ガイドラインの翻訳版の作成等を通じて、国際的な発信を強化。（経済産業省）【重 58】
- 3) 平成 30 年 6 月に「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」をとりまとめ。また、平成 29 年 11 月より開催してきた「データポータビリティに関する調査・検討会」における検討を踏まえ、我が国におけるデータポータビリティの在り方等に関する検討を継続。（経済産業省）【重 59】
- 4) 海外のデータ流通に係る事例や制度（EU 一般データ保護規則等）の動向等の調査を行い、データ流通と利活用に関するユースケースを収集・分析した上で、①データ流通における個人の関与の仕組み、②健全なデータ取引市場の形成、③個人から預託を受けてデータを蓄積・管理、活用し、個人に便益を還元する仕組み等について、課題を抽出し解決策を検討。[0.1 億円]（内閣官房）【重 59, 重 60】
- 5) パーソナルデータの流通・活用を促進するための実証事業を行う「情報信託機能活用促進事業」を平成 30 年度より開始し、6 件実施中。平成 31 年度は、要配慮個人情報の取扱い等、追加的な検討が必要な分野について重点的な検証を行う予定で、目標は 5 件の実施（3.0 億円[3.3 億円]）。また、平成 30 年 6 月にとりまとめた「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」に基づき、日本 IT 団体連盟において今秋以降、認定制度を開始予定。平成 30 年 9 月より、特に関係者からのニーズが高い金融データ及び健康・医療データの利活用についてそれぞれ WG を設置して重点的な検討。（総務省）【重 59】
- 6) 保健医療ビッグデータの利活用の推進のため、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）や介護保険総合データベースなど各種データベースで保有する健康・医療・介護情報を連結して分析可能な環境の整備等を行うとともに、全国的な保健医療情報ネットワークの整備に向けた実証等に取組む（443 億円[172 億円]）。また、平成 29 年 1 月に、厚生労働大臣を本部長とする「データヘルス改革推進本部」を設置し、健康・医療・介護分野における ICT の活用について検討。平成 32 年度を目指し、8 つのサービスの

提供を目指し、実証事業やシステム構成、法的措置の検討。（厚生労働省）【重 60】

- 7) 国際的動向を踏まえたオープンサイエンスの推進に関する検討会を平成 29 年 11 月に設置。これまでに計 6 回開催しており、第 5 回検討会において「国立研究開発法人におけるデータポリシー策定のためのガイドライン」を取りまとめ、平成 30 年 6 月 29 日に公表。（内閣府、関係府省）【重 61】
- 8) 著作権法における柔軟性のある権利制限規定について、昨年度実施した「著作権分野におけるソフトローに関する調査研究」等を踏まえ、関係者における具体的なニーズや公的な関与に対する期待の有無やその内容を把握し、必要に応じて支援等を行うこととしている。（文部科学省）【重 63】

④ デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築（P25）

【「知的財産推進計画 2018」の記述（概要）】

- 大量の情報を解析処理する場合等、著作権者の許諾なく、著作物を円滑に利用できるよう著作権改正法が成立したところであるが、引き続き技術動向等を注視し、法の適切な運用環境の整備や新しい著作権システムに関する検討を行う必要。

【関係府省の主な取り組み】

- 1) 著作権者不明等の場合の裁判制度について、利用円滑化のため裁判制度の利用者にかかる負担を軽減する方策について実証事業を継続しており、実証事業の受託者が自ら第三者に利用させるための裁判申請を行う形で集中処理を行い、一著作物あたりの裁判利用コスト低減や、利用の円滑化の方策及び課題も併せて検証中。利用者のニーズ等を踏まえ、利用者自ら裁判申請する場合の権利者の探索及び使用料相当額の算出業務も併せて実施（0.1 億円）。（文部科学省）【重 64】
- 2) 拡大集中許諾制度に係る調査研究の結果を踏まえ、権利者不明著作物に関連する分野や文化庁に寄せられたニーズの関係者にヒアリングを行い、文化審議会で報告。その結果、本制度については各ニーズの運用改善や関係省庁における検討状況など、まずは今後の進展を見守ることが適切とされ、法的な正当化について具体的な場面に応じた検討が必要であるとされた。（文部科学省）【重 65】
- 3) 【再掲】「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」（0.4 億円[0.4 億円]）において、①複数の権利情報を総合検索できるサービスが存在しない、②権利を自己管理している著作権者等に関する権利情報が未整備、③許諾手続が煩雑、といった課題を解決するため、音楽の分野について、管理事業者等の有する権利情報やクリエイターが自己管理している権利情報の集約、一括検索機能の充実等を行うとともに、本事業のプラットフォームに権利処理機能の実装や新しい技術を活用することの可能性について検討を実施。（文部科学省）【重 66】
- 4) JACC（Japan Content Catalog）へのコンテンツの権利情報の集約化等を通じて権利処理が円滑に行われる環境を整備し、データベースの民間団体における運用・利用促進の取組を実施。また、JACC と NDL サーチとの連携を推進。（経済産業省）【重 66】
- 5) 文化審議会において、私的録音に焦点を当てたクリエイターへの対価還元手段についての検討を踏まえ、具体的な制度設計に向けた検討を推進。（文部科学省）【重 67】
- 6) 教員・教育機関間の教育目的での教材等の共有について、教育関係者の具体的なニーズの把握を行った上で、授業の過程における著作物等の公衆送信に係るライセンシング環境の整備・充実に向け、具体的な課題等を議論する場において、権利者及び教育関係者間の具体的な検討を推進。（文部科学省）【重 69】

⑤ クールジャパン戦略の持続的強化 (P27)

【「知的財産推進計画 2018」の記述（概要）】

- 訪日外国人の急速な増加など日本への関心が高まる中、マーケットイン（顧客ニーズをすくいとる発想）の観点から、より多くの外国人に、より高い付加価値をもつて日本を消費してもらうことを目指すことが重要。

【関係府省の主な取り組み】

「日本語り抄」や「クールジャパンの再生産のための外国人意識調査」等をクールジャパン官民連携プラットフォームの構成員や、各自治体、関係省庁等に対し周知・展開し、活用を促進。（内閣府）【重70、重71】

⑥ ロケ撮影の環境改善 (P27)

【「知的財産推進計画 2018」の記述（概要）】

- ロケ撮影の環境改善によって我が国映像コンテンツの魅力の向上を図るため、ロケ撮影に関係の深い許認可手続の情報共有、先進的地域の優良事例の整理等の取組みを進めていく必要。

【関係府省の主な取り組み】

- 1) 各地のフィルムコミッショングが持っているロケーション関係情報をインターネット上に集約したデータベースを運営し、国内外へ情報提供。([0.1 億円の内数]) (文部科学省) 【重 72】
- 2) 我が国における映画のロケ等の環境整備を図ることを目的とし、官民及び有識者を集めた連絡会議の中間とりまとめにおいて提言された方向性に従い、日本への観光客の増加、地域経済の振興、クールジャパンの世界発信等に資する海外の映像作品のロケーション誘致について、製作費も含めた国内での受入れ体制整備等に対する資金面での支援について検証・実証調査を行うことにより、作品の誘致及び効果の検証を行うことを検討 (0.4 億円)。(内閣府) 【重 73】

⑦ デジタルアーカイブ社会の実現 (P28)

【「知的財産推進計画 2018」の記述（概要）】

- デジタルアーカイブ社会の実現に向け、国の分野横断型の統合ポータル「ジャパンサーチ」の構築を進めるとともに、デジタルアーカイブの構築や新たな利活用策の検討を進める必要。

【関係府省の主な取り組み】

- 1) ジャパンサーチの普及・利用促進を効果的なものとするため平成 30 年度内を目指して試験版を公開すると共に、公開に合わせた機運醸成を図るため、国立国会図書館や関係省庁が協力し、広報・説明イベントであるフォーラムを実施する。(内閣府、国立国会図書館、関係府省) 【重 74, 重 75, 重 76】
- 2) 統合ポータルの実現に向け、人工知能 (AI) を用いた、統合検索やデジタルアーカイブの活用に関する調査・研究を行うほか、コンテンツの見せ方について調査・研究を進める。(0.3 億円 [0.1 億円]) (国会図書館) 【重 74】
- 3) 平成 31 年 1 月頃の「ジャパンサーチ」試験版の一般公開に向け、平成 30 年 7 月はじめに関係者限りで試験版を公開し、連携機関によるデータの登録を開始。平成 30 年 9 月 12 日時点で 5 機関 5 データベース (国立公文書館デジタルアーカイブ、文化遺産オンライン等) 822 万件のメタデータが登録された。今後、関係者からのフィードバックを受けて、一般公開までに改善を図る予定。(国会図書館) 【重 74】
- 4) 分野を横断した関係者を集めた委員会を開催し、デジタルアーカイブの利活用モデルの検討や各分野・地域におけるつなぎ役の役割の明確化、つなぎ役への国の支援の在り方、望ましい権利表記の在り方を始めとするデジタルアーカイブジャパンの構築やアーカイブの利活用促進に係る課題等の取組推進策について検討。(内閣府、国立国会図書館、関係府省) 【重 75】
- 5) ジャパンサーチにおける共通メタデータフォーマットを踏まえ、各分野におけるメタデータの在り方について検討を行うとともに、メタデータやデジタルコンテンツの二次利用条件の表示を促進する施策を検討し、望ましい権利表記の共有等によりオープン化を推進。(内閣府、国立国会図書館、関係府省) 【重 76】
- 6) メディア芸術の情報拠点等の整備状況を踏まえ、メディア芸術作品のアーカイブ化を推進し所蔵情報等の整備を実施。((12.1 億円 [9.8 億円]) の内数) (文部科学省) 【重 77】
- 7) 人間文化研究機構において、統合検索システム nihuINT におけるデータ化の促進とデータの統一性の確保 (データクレンジング) を実施。(関係府省 (文部科学省)) 【重 76】
- 8) 国立科学博物館において、S-Net を中心としたデータ収集及びメタデータ作成等の継続・推進・教育、データ等のデジタル化、非生物 (岩石・鉱物等の地球科学系、産業技術史系) データへの対応を実施。(関係府省 (文部科学省)) 【重 76】
- 9) 公文書分野については国立公文書館、書籍等分野については国立国会図書館、放送コンテンツについては放送番組センター (日本放送協会 (NHK) と民放局両方のコンテンツ

を取り扱う。）、映画・ゲーム・アニメーションなどのメディア芸術分野は文化庁及び経済産業省、文化財については文化庁、自然史・理工学分野の国立科学博物館、人文学分野の人間文化研究機構において、それぞれがつなぎ役として、収集対象の選定や共通メタデータフォーマットを踏まえた分野ごとのメタデータ形式の標準化などのアーカイブ構築の方針の策定等、分野内のアーカイブ機関における収蔵資料のデジタル化への協力、メタデータの集約化等を実施。（内閣府、国立国会図書館、文部科学省、総務省、経済産業省）【153】